

平成20年度第2回倉敷市環境審議会 議事録（要旨）

日 時：平成21年2月19日（木）

午前10時～12時00分

場 所：水道局庁舎3階 大会議室

倉敷市環境審議会（平成20年度第2回）議事録（要旨）

日 時 平成21年2月19日（木）

午前10時～12時00分

場 所 水道局庁舎3階 大会議室

出席委員 青山会長、井上副会長、青江委員、赤沢委員、富田委員、市田委員、小田委員、小野委員、梶田委員、亀池委員、塩飽委員、裾分委員、千秋委員、浜口委員、福留委員、本郷委員、安原委員、山田委員

事務局 <市民環境局> 三宅参与

<環境部> 物部部長、橋野参事、祢屋参事、石橋次長、桑木副参事

<一般廃棄物対策課> 木元課長、浅沼主幹

<環境政策課> 永瀬主幹、加藤主幹、岡本係長、平口主任

<環境監視センター> 安原所長、剣持主幹

<公園緑地課> 正清課長、坪井主幹

<交通政策課> 古谷課長補佐

傍聴者 2 名

1 開会 あいさつ（市民環境局 三宅参与）

2 議 事

（会長）この審議会は、公開としており、今日は、お二人の方に傍聴に来ていただいておりますので、よろしくお願ひします。それでは、議事進行は、お手元の資料にしたがい、倉敷の環境白書について事務局から説明をお願いします。

（1）倉敷の環境白書について

（事務局）最初に20年度版の白書をふまえた環境全般について概略を説明させていただきます。

まず、自然環境の保全についてですが、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧種のⅠ類に指定されているスイゲンゼニタナゴの保護のために配慮した工事を3箇所で行いました。これは水路工事に伴う影響を抑え、産卵母貝が生息しやすい環境を整え、また、水の少ない時期でも水深が確保できるよう配慮したものです。また、絶滅危惧Ⅱ類に指定されているミズアオイについては、自生地を拡張する工事を行いました。自然史博物館友の会と共催でミズアオイ

を描く会を実施しました。それから、自然とのふれあいを促進するため、市民を対象に海辺教室と親子水辺教室を開催しました。海辺教室では20組57名が、また、親子水辺教室では、親子12組34名が参加しました。

次に、大気環境の保全についてですが、光化学オキシダントが引き続き全ての測定局で環境基準値を超えています。情報発令回数14回、うち注意報が4回となっています。20年度についても情報発令回数22回うち注意報6回となっています。光化学オキシダントは、全国的に環境基準値の達成出来ていないだけでなく、その平均値の濃度は上昇傾向にあります。市内での健康被害について19年度はありませんでしたが、20年度2件で82人の被害がありました。濃度の上昇時には高濃度の発生を抑えるため、窒素酸化物や炭化水素の排出量の削減を要請しています。また、平成22年4月からVOC（揮発性有機物質）の本格的な濃度規制が始まります。本市においても工場に対して、炭化水素の削減指導を進めてまいります。また、有害大気汚染物質についてですが、ベンゼンについて、市内の5箇所測定しておりますが、松江測定点で環境基準値を達成できませんでした。関係する工場に対して立入調査を実施し、削減に努めるよう強く指導しております。平成20年度も引き続き指導と削減に努めた結果、これまでのところ測定結果は環境基準値内となっています。

次に、水質汚濁についてですが、白書では、27ページから28ページです。

児島湖に流入している倉敷川は、下水道の普及により水質が改善され、有機物の指標であるBODは環境基準値を達成しています。また、児島地区の小田川、下村川、明治川の3河川は流域に多くの染色工場が立地しているため有機物濃度が高くなっています。また、着色していることが多いため、色の規制はありませんが、染色工場に対して色を落とすように指導しています。海域では、有機物の指標であるCODは概ね横ばい状態であり、CODの環境基準値の達成率は、海域全体で81%にとどまっています。

次に、白書の46ページにまいりまして、地球温暖化対策についてですが、倉敷市では、倉敷市地球温暖化防止活動実行計画に基づき、市の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減に努めております。平成22年度の目標値は平成17年度比で7パーセント削減ですが、平成19年度は、4.7%の削減になっております。

省エネルギー対策としては、白書の49ページになります。市の施設を管理している部署を中心に省エネ検討会を設置し、専門家による省エネ診断を受け、実施可能な対策から実施しました。その結果、省エネ率3.0%、二酸化炭素削減量は755t/年になりました。また、20年度には、自動車の燃料使用量の削減をめざし、市職員を対象に4回、市民を対象に2回エコドライブ研修を実施しました。

次に、住宅用の太陽光発電システムの普及促進のための補助制度についてですが、白書は、50 ページになります。平成 19 年度の補助件数は 227 件です。また、19 年度末までの累計は 1,001 件となっています。さらに本年度は、平成 21 年 2 月 15 日現在 270 件の申請がありました。平成 22 年度末における目標戸数の 3,000 件を達成する見込みです。また、国の補助制度が、今年の 1 月中旬から復活していることから、さらに増加が見込まれます。倉敷市としてもより一層の普及促進のために補助金の増加を検討しております。

以上で白書の概略説明を終わります。

(事務局) 続きまして、今回の審議会に際しまして委員の皆さまから、ご意見等をお寄せいただいた件につきまして、担当の方からその概略についてお答えをいたします。なお、ゴミの減量化については、多数のご質問等をいただいておりますが、この件については、別途審議会等を設けておりまして、概略回答のみということにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、環境白書等全般にわたるご意見などについて回答いたします。

まず、環境白書は発行時期が遅いのではないかというご意見です。環境政策課では、年度当初から大気汚染の夏期対策や環境月間の準備やさまざま行事を実施しています。環境白書は出来るだけ早く発行したいと思っておりますが、データの確定や関係各課との調整もあり、12 月の発行になっております。出来るだけ早く発行できるようすすめていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、環境行政経費について内訳等が単年度だけであり、増えているのか減っているのか、わからない。経年変化がわかるように 10 年くらい前から載せるべきではないかというご意見です。平成 19 年度の環境関連経費は、18 年度に比べて 10 億円程度増えています。今後、経年変化がわかるように 10 年程度のデータを載せたいと思います。

また、白書の第 7 章の今後の課題の中で、「2 進捗状況の解説」に特筆すべきものを解説してはどうか。また、「新たな取組」についての国、県等の動向を記述してはどうかというものがありません。特筆すべき事項の解説や新たな取組における、国、県等の動向について、できるだけ記述していきたいと考えております。

次に、各章の概要の部分について、現状や課題をわかりやすく書いてほしい。

市の取り組みと倉敷市全体の実情が混在してわかりにくい。市事業や市民・事業者の自主的取組を明記したほうがいいのではという御意見をいただきました。これについてはできるだけわかりやすい記述を心がけたいと思います。

また、市議会関係の環境関係の質疑や環境審議会開催状況等について概説することは出来ないか、ということですが、市議会の会議録は、議会のホームページで公開されております。また、冊子として、図書館や情報公開室で閲覧できます。環境審議会の開催状況については、環境政策課のホームページに掲載しております。今後、環境白書のなかで、どの程度掲載するか検討していきたいと思います。そして、コンビナートの事故の原因別集計を公表してはどうかというご意見がございました。これについては、消防局のホームページに掲載していますのでよろしくお願いします。

次に、環境企画係が、担当しておりますことについてお答えします。

まず、白書の書き方が、わかりづらいということですが、読み手の立場に立った編集を行いまして、来年度作成してまいりたいと思っております。白書の5ページ「2 倉敷の環境行政について」のところで、過去の状況から現在までを書いています。もっと最新の状況を書いたらどうかというご意見がありました。これについては、近年の環境の変化などトピックスで加えていきたいと考えています。5～7 ページ年表も必要かどうかというご意見もありました。年表は、白書の資料編に移すこととしたいと考えております。

続きまして、地球温暖化についてですが、省エネルギー、温室効果ガスの削減について倉敷市としてより具体的な取り組みが求められているということですが、地球温暖化対策は、行政、事業者、市民それぞれが主体的でかつ役割分担をして実施していく必要があると考えています。それに伴いまして、市内の温室効果ガスの削減量が大きな目的になると思っております。それに対して、地球温暖化防止活動実行計画第3期計画を来年度、再来年度と2年間をかけて策定していこうと考えています。それには、市民意見、事業者等の意見をふまえていく形で考えています。

続きまして、最近、国では、国内クレジット、排出量取引とか新しい施策がありますが、新しい施策を展開するときに、水島の企業とかの力を借りて実施してはどうか。というご意見をいただきました。水島の大手の企業を巻き込むということは、有効だと考えております。それにより市域の温室効果ガスの削減につながっていくと考えております。そのような方々も参加を促すような仕組み、仕掛けをつくって、来年度以降対応していきたいと考えております。

地球温暖化に関連して、倉敷市地球温暖化防止活動実行計画第2期計画を運用していますが、対市内全体に対して何%ぐらいにあたるのかということす

が、平成15年のデータで、0.7%です。0.7%でもなぜやる必要があるのかということですが、市が率先して、やっていくという姿勢が大事で、今後、市域の温室効果ガスの削減を図るためには、市が率先してCO2削減に取り組むことが必要であるということで実行計画を運用しております。

白書69ページからの今後の課題の中で、地球温暖化対策に関する「△」が多いではないかというご指摘がありました。住宅用太陽光発電システムの普及を平成22年度3,000件を目標にたててやっております。今後は、普及の進捗状況をホームページにより数値で示すことにより市民の皆さまと情報を共有しながら達成するように進めていこうと考えております。

続きまして、環境教育について、積極的なメニューづくりの実践を検討してはどうか、ということで、ご意見をいただきました。企業の方、市民の皆さま方と一緒に地域の環境保全に取り組んでいく必要があるということから、地球温暖化防止に対して、市民、事業者が行う具体的なアクションプラン、たとえば環境家計簿の見直し、省エネの実践活動などを実施していく予定であります。

また、温暖化防止活動への参加や取り組みへのきっかけづくりのため「ストップ温暖化倉敷」などのイベントを実施しました。来年度も引き続きこのような啓発事業を行ってまいりたいと考えております。

環境学習リーダー養成講座でどういう展開をめざすのかにつきましては、養成講座を今年度は、1日実施しておりますが、来年度は、複数回実施するとか、もっと市民ニーズを把握した開催方法を考えております。専門性を有した人の活躍の場ですが、地球温暖化など対応が多様化していますので、協働して市の出前講座などを実施していく予定を立てております。

最後に環境アセスメントについてですが、アセスメントを実施するような案件がありましたら、白書の本編に掲載してどういう事業を進めているのか、結果になったのかをお伝えしていきたいと考えております。

大気・水質の関係についてお答えします。

白書の11ページにある溜川に流入する調査を行いましたとありますが、20年度については、どうですか、というご質問がありました。この調査につきましては、平成19年度に流域汚濁負荷量の調査を実施し、その結果について説明会も実施したところです。平成20年度も調査を実施しております。これは、平成19年度に実施出来なかった汚濁負荷量調査の補足調査と溜川に堆積する汚泥の水質への影響調査などを実施しているところです。今後、汚濁負荷量など溜川の水質の影響する調査は終了し、次年度以降は、水環境の改善に向けた計画を策定していく予定としています。

白書の19ページにあります光化学オキシダントについては、年々発令等多く

なっている。改善が見られないということは、対策効果が正しいのかどうか、と抜本的な取り組みの改定が必要なのではないか、というご意見をいただいております。オキシダントの上昇については、前回の審議会で、報告させていただきましたとおり、濃度は上昇していますが、原因物質とされている窒素酸化物や非メタン炭化水素濃度は低下しております。全国的にも同じような傾向であり、国では「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」を設置し、平成19年12月には中間報告を取りまとめられています。これらの検討の結果、濃度上昇については、原因が複雑化しているという状況にあると考えられます。要因を見極めながらそれについての対策に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

白書の23ページと34ページにあります大気関係、水質関係など基準違反があった場合の違反に対する対応をどのようにしたか記述をしたほうがいいのではないか、というご意見がありました。23ページにあります大気は、基準違反、自主測定の未実施及び届出内容との相違に対して指導を行いましたとありますが、大気について、今年度の立ち入りでは、基準値違反は、ありませんでした。自主測定の未実施というのが若干ありましたので、これについては、是正するよう指導を行っております。34ページの水質については、排水基準違反が発見された場合については、その違反の原因の調査を指示して、是正を要請しております。対策を行った場合の確認などの立ち入りも重点的に実施しております。

また、市内の工場・事業場数について、掲載されたらどうですか、というご意見がありましたが、水質については、白書の資料編にとりまとめて掲載しております。大気については、掲載しておりませんが、ご意見をふまえて、掲載を検討したいと考えております。

白書24ページのノーマイカーデーのところですが、数字については、倉敷市単独のものですか。という確認のご質問がありました。この数字は、倉敷市職員のもので、年2回しか取り組みがされていないので、効果のほどが疑わしいというご意見がありました。実施回数につきましては、いろいろ検討課題とは考えておりますが、この運動の最初のきっかけが、対象がマイカー通勤の方というのがありまして、その方にこの運動を通じて他の交通手段に移るきっかけになればという部分もありまして取り組んでおります。

実際、平成16年度から実施しておりますが、対象職員数については、当初1,000人ぐらいたったのですが、今回、800ぐらいと、その部分でいうと対象者数が減っております。効果があつて、その他の交通手段に移行したのではないかと考えております。回数については、交通手段のこともあり、なかなか通勤のところで、回数を増やすのは難しいというのもあり、また、検討させていただこうかと考えております。

自然保護関係は、主に3点ありました。

1点目は、ビオトープの件です。白書の12ページに市内のビオトープ一覧として9箇所掲載をしていますが、ご意見の中で、真備町に「川辺ふるさとビオトープ」があり毎日新聞によると、地方自治大賞に選ばれ高い評価を受けています。ずいぶん面積があります。というご意見でした。このビオトープがこの一覧表に載っていないのではないかとのご意見だと受け止めておりまして、次回発行の冊子から一覧表にこの公園も掲載したいと思えます。

2点目は、希少野生動植物の関係です。倉敷川のミズアオイと溜川公園周辺のダルマガエルの件です。白書では、15ページになります。倉敷川のミズアオイ対策については、農林水産課を通じてヌートリアの対策をしておりますが、昨年は、捕獲員の方への連絡が不備であったことから残念ながら食害が発生しました。今後、ミズアオイの保護対策については、岡山大学准教授の榎本先生と相談しながら対応を考えていきたいと思っております。続きまして、ダルマガエルのほうですが、溜川周辺のダルマガエルについては、具体的な保護対策は、今のところ考えておりません。公園が完成した後で、必要に応じて調査し、対応を検討していくことになるかと思えます。

なお、溜川公園に関連してのご質問がありまして、この公園の開設は、平成21年6月開設予定で、開設後の管理につきましては、地元関連団体と協議中であるとのことです。

それから、白書の59ページにあります不法投棄の情報収集で、市民から寄せられた情報は、何件ですかというご質問がありました。平成19年度は、84件と書いております。それから、郵便局との提携関係は、どうかというご質問がありまして、毎年1~2件程度連絡をいただいているということです。60ページの不法投棄の回収量が、前年度比で、減少しているのは、何が効果的であったのか、というご質問をいただいております。これについては、不法投棄の常習箇所について、道路管理担当課等と連携した撤去作業及び封鎖などの再発防止対策、移動式監視カメラを使った未然防止対策が有効であったと考えています。

最後に、外来生物対策についての周知・広報が、弱いのではないかと。また、「くらしき外来生物分布しらべ」を実施したようであるが、知らない人も多いのではないかと、もっと大きなキャンペーンをしてもいいのではないかと、いうものでした。外来生物につきましては、今年度、玉島ハーバーアイランドの荷捌き埠頭で、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモが発見されるなど新たな侵入がみられました。人体に被害を与えるものを中心に今後も周知していく必要があると考えております。そういうものも含めて、周知していきたいと考えております。外来生物調査につきましては、このような調査は、平成10年度に行っ

ら約10年ぶりになりました。今回は、小学校のクラス単位で参加いただくなど多くの参加者を得て実施しましたが、今回は、それに比べると、参加者が少なかつたようです。次回、実施するときには、もう少し参加者が集るような仕組みを考えて実施したいと考えております。夏休みの宿題になるようなものができればと考えております。

白書の51ページ以降になります廃棄物減量とリサイクルの推進ということにつきましてのご質問をいただいております。そのことにつきまして答をさせていただきます。

まず、ゴミ収集の有料化についてということで、省資源化、省エネルギー化、リサイクル率の向上等を考えれば、早かれ遅かれ、岡山市のようにゴミ収集を有料化するしかないと考えるが・・・というご提案をいただいております。倉敷市では、現在、ゴミの約8割が燃やせるゴミとなっておりますが、この中には紙類や布類等の資源化物が約2割入っております。更なる分別の徹底が必要であると思っております。それから、家庭からゴミステーションに出される燃やせるゴミの約半分が生ゴミとなっております。まずは、余分なものを買わない、調理くずをなるべく出さない、食べ残しをしない、しっかり水切りすることをお願いすることも必要であり、これらのことから、ゴミの有料化に取り組む前に、減量と資源化の余地が残っていると考えております。生ゴミ処理容器の普及による堆肥化の推進や市民・事業者への分別の徹底、さらには、学校や公民館講座を利用した啓発活動などについて、取り組んでいきたいと考えております。

白書の52ページになりますが、リサイクル率について、2種類43.7%と15.2%の違いがわからないということですが、リサイクル率とは、ゴミ全体に対する資源化ゴミの重量割合です。平成17年4月から倉敷市資源循環型廃棄物処理施設水島エコワークスが稼働しており、この施設の処理方式は、水島清掃工場の焼却処理と異なっておりまして、具体的には、この施設では、家庭から収集した燃やせるゴミをガス化溶融処理することで、ゴミの中の有機物・無機物の全てを資源化物（精製合成ガス、スラグ、メタル等）として回収しています。この施設で回収された資源化物については、コンビナート内の燃料等の工業原料として有効活用しており、これによって、倉敷市のリサイクル率は、大幅に向上しており、平成19年度43.7%となっております。一方、リサイクル率15.2%とは、ガス化溶融処理された燃やせるゴミ量（が、55,000tあります。）これを資源化ゴミとみなさなかつた場合の数値であり、参考値として示させていただきます。

次に、ペットボトルの回収ですが、家庭から出されるゴミのうち大半がプラ

スチック容器包装であり、他の市町村のように、回収して資源化处理すべきでは、というご意見でした。ペットボトルについては、平成11年から市内のスーパーやコンビニ等のリサイクル協力店で拠点回収を実施しており、年々回収量は増加しています。回収されたものは、国が指定する指定法人(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡され、その後、再商品化事業者によって、再びペットボトルや繊維原料としてリサイクルされています。今後は、ペットボトルを資源ごみとしてゴミステーション収集とすることで、回収量や資源化量を増加させたいと考えております。

白書の53ページになりますが、生ゴミ処理容器購入費補助金交付制度について、生ゴミの堆肥化等は、廃棄物の削減のひとつの手段であるが、一般的な家庭では、できた堆肥を持っていくところがないのではないかとご意見がありました。平成20年11月に家庭からゴミステーションに出された燃やせるゴミの組成分析を行った結果、生ゴミが52.1%となっていました。効果的に堆肥化を実現するためには、各家庭の協力が必要ということです。家庭の生ゴミをより減量させるために平成20年10月から堆肥化容器購入費補助制度を充実させております。生ゴミのコンポストは、補助率が2分の1で上限金額3,000円だったものを、補助率を3分の2まで引き上げまして、上限金額も5,000円に見直しました。電気式生ゴミ処理機につきましても、補助率はそのままですが上限金額を30,000円に引き上げました。堆肥につきましても、自宅の庭や菜園等で活用していただければと思っております。

続きまして、廃食用油のリサイクルについてですが、白書では、64ページになります。現在、廃食用油の回収は、倉敷市環境衛生協議会の事業だが、組織率の悪さや回収作業の効率性の悪さから、有効に回収・処理されていないのではないかとご意見がありました。倉敷市廃食用油燃料化事業は、循環型社会構築のため、平成16年10月のクルクルセンター開設を機に、倉敷市環境衛生協議会と倉敷市の二者が、連携して取り組んでいる事業でございます。倉敷市環境衛生協議会は、家庭から排出される廃食用油を各支部の拠点施設へ集めるまでの行程を担当しております。倉敷市は、その拠点施設からの油を業者委託により回収して、クルクルセンターでBDF(バイオディーゼル燃料)に変える事業を行っており、今、市の公用車6台の燃料として活用しています。倉敷市環境衛生協議会では、平成20年度に廃食用油の回収拠点を3ヶ所新設するなど事業の拡大に努めており、市としても、従来どおり協働で事業を継続していきたいと考えております。

最後に、廃棄物減量とリサイクル推進についてということで、倉敷市のリサイクル率は、横ばい傾向を示しているが、今後、これを改善していくのか。不法投棄ゴミの中に、家電4品が102台も含まれているように、リサイクルの体

制が必ずしも機能しているとは言いがたい。家電4品のリサイクル料金が後払い方式であるため、不法投棄が増えるので、自動車と同様の前払い方式とするように倉敷市として国や企業に働きかけるなど前向きに考えてもらいたい、というご意見がございました。倉敷市では、現在、倉敷市廃棄物減量等推進審議会に対し、新しい倉敷市一般廃棄物処理計画を諮問しており、リサイクル率についても、循環型社会形成のため、より高い目標を検討しているところでございます。それから、家電リサイクル法については、経済産業省と環境省の合同審議会(平成18年6月～平成20年2月)において、家電4品の不法投棄防止のため、リサイクル料金を購入時に商品代金と一緒に徴収する「前払方式」に切り替える議論がありました。議論の中では、前払方式とした場合、パソコンや自動車と同様に家電を1台毎に管理するシステムが必要となり、この制度を維持する費用が大幅に増大し、かえって消費者負担も増大するというデメリットも指摘されたということでございます。結論としては、現行の後払方式にも排出抑制の効果があり、質の高いリサイクルが実現できていることから、費用回収方式の変更という根本的な制度変更を行うことなく、現行制度の改善として、家電リサイクル法ルートへの適正排出のための措置や不法投棄対策の措置を講じていくこととなりました。市としては、今後の動向を注視していきたいと考えております。

(会長) ご説明のありました内容について、ご質問ご意見等は、ありませんか。

(委員) 具体的にどんな質問が出てどんな回答だったのか見させていただきたいというのと、また、何件ぐらいご意見が出たのか、それから回答いただいたのは、すべてか、又は、一部かということ含めて聞きたいと思います。個別には、温暖化防止で倉敷市が取り組まれて、0.7%削減し、やっていく姿勢を示していくということでした。どれくらいそれを周知されたのか。それから、ノーマイカーデーの中で実際、通勤対象者が減っているということが、乗り換えたのではないかというお話でしたが、本当にマイカー通勤をやめて定期にかえたのか、それとも退職されていなくなったということもあるかと思っておりますので、通勤対象者が減っているということに対して、その中身についても確認が必要ではないか。それと乗り換えても1日、2日ならまだできるが、ずっと続けるとなると、難しいということでした。そここのところのフォローを、そういう人が通ってこれるような公共交通を充実させることが必要だと思います。そこを充実させることで、市民もまた公共交通を利用して自動車を控えるきっかけになるのではないかと思いますので、それも含めて検討していただきたいと思っております。

環境アセスメントのことで、今後、案件があれば白書本編に掲載して皆さんに知っていただきたいというお話でした。アセスメントは期間が短いので、縦覧をして意見を出してもらおうとなると1ヶ月ぐらいになり、環境白書に載せられても、もうその頃には、既に終わっているという可能性があります。それでは、意味がないので違う方法できちんと縦覧、意見提出の期間内に周知していただきたいと思います。ダルマガエルのことについても、公園の完成後、方策について考えるということでしたが、そういうものを造る前にアセスメントをして生き物たちに影響がないか調べて対策をとることになっておりますので、事前に実施することが必要ではないかと考えております。

最後に、生ゴミの堆肥化のことで、機械が普及されても、アパートに住んでいる者にとっては、できたものを土にまくことができません。そういう人たちが、せつかく生ゴミを堆肥化したのに使うところがないから、結局、堆肥化しても無駄だということがあります。そこを考えていただけたらと思います。それから、廃食油の利用で、協議会で3ヶ所増設されたということですが、具体的にどれだけ回収量が増えたのか、教えていただけたらと思います。

(事務局) 事前にいただいた質問などは、約50件でございました。回答については、重なる部分がございますが、大まかな回答となっている部分もありますが、だいたい回答をさせていただいております。

ノーマイカーデーの啓発はどれくらいしてありますか、確認をされてますか、という質問ですが、啓発については、岡山下統一ということで、県と一緒に取り組んでおります。とりまとめたものについては、県で全ての数字について、報道機関への提供、市では、ホームページへの掲載、この白書による公表ということで啓発をしております。あと、数字の位置づけですが、対象職員数は、減っていますが、職員に人数が減っているから自動的に減っているのではないかという意味も含めてのご質問ですが、本庁、支所に勤務している職員数については、平成16年度が、2,000人ぐらい、19年度は、2,210人ぐらいになります。17年度の合併をしております、職員数が増えております。それに対して対象職員になっているものが、当初900で、合併の時に、1,000ぐらいで、19年度につきましては、800になっている。これは、マイカー通勤されていないことになりますので、それ以外の手段に移るしか手がないというふうに判断しております。

(会長) こういった行政を市民と一緒にやるのであれば、その効果がきちっと周知できるように、あるいは、効果が見られるように、あるいは、先ほどのマイカーの問題でも一部の人たちだけ取り組むというのではなく、あるいは、

アパートに住んでいる方であっても取り組む。じゃあ、そのあとどう評価するのか、市民全体としてどうするのかというシステムづくりですね。事業で、事業効果をどう評価するのか、どう行政に反映するのかといったシステムづくり、簡単にいえば人づくり。それからマイカー運動でも市役所の方が率先して実施しているようですが、残念ながら一般市民には、見えません。市民の圧倒的な人が車という人なのですが、参加できるためには、どのようにすればよいのか。その効果をどう評価するのかということも考えていかないと、ひとつひとつの個別の事業だけの評価では、全体としての大きな効果は、見えません。そのようなことで、全体の効果が上がる政策づくりを今後お願いしたいと思います。

(委員) シャトルバスとか運行されたと思いますが、すごく混んでいて参加したくないというような状態だったのか、自転車で参加したという方のほうが多かったのか、どうなんでしょうか。

(事務局) エコ通勤については、このあとに交通政策課から実施状況等をご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(会長) まだまだ質問があろうかと思いますが、委員の方々に質問があれば、あげていただいて、すべて、今日報告いただいたものとあわせて、簡単な表でご提供いただけるでしょうか。

(事務局) 事務局として対応いたします。

(会長) まだまだ質問があろうかと思しますので、文書等を出していただいて、それに対する回答をいただくということで、時間が足りないところを補いたいと思います。それでは、2番の案件に移ります。

倉敷市緑の基本計画（水と緑のシンフォニー計画）の進捗状況についてということで、ご説明をお願いします。

(2) 倉敷市緑の基本計画（水と緑のシンフォニー計画）の進捗状況について

(事務局) 倉敷市緑の基本計画いわゆる水と緑のシンフォニー計画に基づく事業の進捗状況についてご説明をいたします。具体的な事業の展開については、配布のA4横綴じ6ページの資料によりご説明をいたします。くらしき水と緑のシンフォニー計画第3期実施計画として、平成19年度の実績並びに20年度の計画から主なものを説明いたします。表紙をめくっていただき、1ページから

10 ページまでにわたるもので、この中で、体系といたしましては、1 緑を守る、2 緑を増やす、3 緑を育てる、4 緑を愛する、5 緑を支える、の 5 つの柱からなっております。緑化施策、具体的施策、事業内容と続いております。

以下は、資料により、メッシュにした部分を説明

(会長) 多くの事業項目を短時間でお話いただきました。ありがとうございます。今、ご説明いただいた項目は、どういう基準で、どういう重要さで選んで報告されたのでしょうか。

(事務局) 特に継続して行っております事業の説明を省かせていただき、新規事業として取り組んだ事業を主体に説明させていただきました。

(会長) それでは、今、ご説明された件についてご意見ご質問等ございますか。

(委員) ひとつ要望と申しますか、検討いただきたい部分ですが、低炭素というか地球温暖化対策として森林吸収というのがありますが、今日ここで、ご説明いただいた都市緑化などとそういうものをリンクさせていただくような視点、あるいは、実績の評価などを将来期待したいと思います。土木部関係以外でおそらく農林部でも、林業に伴う森林吸収と申しますか林地の整備に伴って、この地域の森林吸収が、これだけ増えたとか増えないとかこういう視点もやがてとり入れていただきたいということを要望いたします。

(委員) 緑化事業と逆行するようなことかもしれませんが、玉島E地区のフラワーフィールド事業のことですが、市民としては、お花がいっぱい咲いてきれいだと思いますが、以前は、ヨシが茂って、ヨシが生えているのはやはり不愉快だから、コスモスをまいたほうが、市民に対してよいということで、そうなったのでしょうか。お金もかかることだし、その空き地は、ヨシが生えてて草刈りだけをすれば、そんなにお金がかからないという気がするのですが、ここに花をいっぱいにしたらいなというメリットが大きいのでしょうか。

(事務局) 玉島E地区では、7月に種まきをして、秋に満開になるコスモスの花を植えております。場所が、玉島下水処理場の敷地内に広大な土地があるわけで、その下水道事業自体が、いきなり必要な部分だけの土地を確保していくというのが、なかなか難しいところから、全体計画規模で用地を取得しております。その一角にヨシが生えていて草刈りをすればいいのと、花を見て、これ

は感じの問題だと思うのですけれども、ひとつは、土地の有効利用をして、市民の皆さまに花を見て楽しんでいただくという目的の事業でございます。ヨシと比較して、種まき（労力的には、市民のボランティアの方にまいてもらって、その維持管理は、やっておるわけなんですけれども）とどちらが有益かというところの判断は、難しいかなと私個人的には思っているところでございます。

（委員）実は、下水処理場にコンポストをもらいにいくのですけれども、浄化するところの池に野鳥が飛来して良いなと思っておりますことから、以前のようにヨシ原がそちらに広がっていれば、さらに良いかなと思っております。そういうこともみんなが認知してくださったら良いのではないかと思ったのです。空き地にして、ヨシが生えているけれどもここは、下水処理場のきれいな水があるところに野鳥がきて休むところになっているんだよというふうに視点をかえれば、お金の額もかわってくるのではないかなと思ひ質問させていただきました。

（会長）特にこういうことは、地元との関係で、地元で話し合ったうえで、多くの方が、ここはヨシのままでいい野鳥がみたいとか、いや私は、花のほうがいいとかいろいろご意見があるかと思いますが、話し合いのうえで決めていただくのがいいのかなと思います。これにつきましても皆さんのご意見ご質問等ございましたら、事務局に出していただいて回答をいただくということで、補いたいと思います。

これは、議事になっており、のちほど皆さんからご意見があれば、回答を文書で皆さんにお送りください。それを前提として当審議会として認めるということではよろしいでしょうか。

それでは、報告事項3件続けてお願いします。

3 報告事項

（1）水島コンビナートエコ通勤について

エコ通勤とは、マイカーで通勤している方が、公共交通機関、自転車、徒歩などで通勤してもらうものです。今年度は、水島コンビナートの主要な企業のご協力を得てノーマイカー通勤という実証実験を行いました。そのシミュレーションをふまえて、平成21年度以降どうすることが継続的に取り組めるか検討するという事になっております。今日は、平成20年度に実施した実証実験の内容と結果を報告いたしまして、今後の展開については、来年度以降の検討課題となっていますのでご了承をいただきたいと思います。

エコ通勤を実施した理由は、最近、公共交通、特にバスの利用が落ち込んで

いるという状況があります。そういうことから公共交通の維持充実を図ることを目標に掲げております。もうひとつは、公共交通機関の利用促進、徒歩により、地球温暖化防止に役立つ、CO2 排出量削減につながるということから実施しました。

なぜ、水島で実施したかにつきましては、水島コンビナートには、約 2 万 2 千人の従業員が勤務しており、9 割の方がマイカーで通勤しているという実態があります。この方々にエコ通勤に取り組んでいただければ、効果が大きいのではないかとということで、まずは、水島の企業の方にご協力をいただきました。

この事業は、環境省の支援をいただきました。検討組織として、水島コンビナート・エコ通勤検討協議会を組織いたしました。水島コンビナート主要企業 8 社、商店街、公共交通の事業者等で構成されております。

平成 20 年度の事業内容は、11 月 18 日～28 日の平日の 10 日間、企業 8 社の方にノーマイカー通勤をお願いしたということです。ただ、今は、バスも充分ないということからシャトルバスを運行しました。また、レンタサイクルも用意いたしました。ノーマイカー通勤に入る前に、ノーマイカー通勤のメリットやエコ通勤についての啓発用冊子、マップ、時刻表などを従業員方にお配りして情報提供をして取り組んでいただきました。環境にやさしい、健康によいということをご理解いただいております。また、実証実験の事前、事後にアンケートを実施いたしました。

実証実験の結果といたしましては、水島コンビナート主要企業 8 社の従業員だいたい 13,200 人のうち、約 12,100 人がマイカーで通勤しておりまして、実証実験期間中に 1 日あたり約 220 人がノーマイカー通勤に取り組んでいただいたという結果になりました。このうち、シャトルバス利用者は約 56 人、自転車利用者は約 104 人でありました。実証実験期間中に CO2 は、1 日あたり約 500kg 削減され、削減率は約 1%程度と推測されております。1 人当たり直しますと、1 日約 2.3kg の CO2 を削減したことになり、おおよそガソリン 1ℓの燃焼した CO2 の量になります。これは、少ないようですが、シャトルバスを出していることから、その排出量を差し引いてこれだけになります。

それから、従業員の居住地やアンケート結果から、エコ通勤が実施可能な人は約 1,100 人と推測されます。仮にこの方々が毎日エコ通勤すれば、CO2 削減率は 5%という推測になっております。

今後の予定につきましては、平成 21 年度も引き続きエコ通勤の具体的な策の検討・実施をし、理念としては、「できることから」「できるペースで」「できる人から」として、実施に取り組む予定です。それから、今は、8 社の方にご協力をいただいておりますが、今後は、他の企業の方等にもエコ通勤の取り組みを拡大していただければと考えております。

(2) 倉敷市第2次環境基本計画策定について

現在の環境基本計画は平成12年に策定され、期間を平成12年度から平成22年度までの11年間としております。平成18年には社会情勢の変化並びに合併による市域の拡大があり、一部改定をしております。この計画期間が終了することから、平成23年度からの第2次の環境基本計画を平成21年度から2年かけて策定する予定にしております。

新しい環境基本計画は、取り扱う環境の範囲や計画の期間をふくめた基本的事項について、新たな観点で検討する予定です。これらのことを含めて各委員の皆様の御意見をいただいた上で、市民アンケートやワークショップ等を実施し、素案作成の後、平成22年度の審議会に諮問する予定です。

(3) 地球温暖化防止活動実行計画策定について

まず現行の計画は、市役所の事業活動に伴って排出する温室効果ガスの削減を目的としたものであります。この計画は、平成22年度を目標年次として、省エネ目標等を設定し、温室効果ガスの排出量を平成17年度比で、7パーセント削減を目標にしております。

来年度から策定に取り掛かる新地球温暖化防止活動実行計画は、市域全体の温室効果ガスの排出量を削減するための計画で、21年から22年の2カ年で策定し、計画期間を23年度からとしております。

策定の方法ですが、地球温暖化対策は、市民・事業者・行政すべての主体に、大きくかわることから、また、施策の立案において一定の専門的知識が要求されることから、策定に当たりましては学識経験者、事業者、NPO、市民などからなる策定協議会を設置して、幅広い意見を反映させるようにしたいと思っております。また、市域の温室効果ガス排出量の算定を行うにあたり、市民・事業者の取組が排出量の値に結びつくような、より精度の高い算定方法となるよう、専門のコンサルタントに委託して実施していきたいと考えています。なお、この計画の策定は、平成20年の6月に改正が行われた地球温暖化対策の推進に関する法律に基づくものであり、関係省令及びガイドラインが今年度中に環境省から示される予定でございます。

(会長) それでは、今、ご説明された件についてご意見ご質問等ございますか。

(委員) エコ通勤について、想像よりも人数が少なかったなと思います。車で通勤している方が、シャトルバスを利用したかと思いますが、遠くの方は、待ち時間とかがかかってきます。実際取り組んだが、自転車で40分~50分かかる。1日か2日ならなんとかできるが、毎日できるものではないと言っていた。自転

車を利用する立場から言うと、11月の取り組みだが、できれば、陽の長い4、5月に実施してもらえば、参加率も増えるのでは、ないでしょうか。

(会長) この実証実験の結果、今後、これをどのように事務局として検討されていくのでしょうか。

(事務局) 自転車で取り組みをいただき、ありがとうございます。実際、水島の従業員の方は、夜間3交代とか2交代とかの方が、多くおられて、帰るころには、夜暗いとか臨海鉄道、バスは走っていないということもあって、参加者が少なかったということになっております。それから、実際に車で行ったほうが、便利で時間も短いです。ガソリンが高ければ、公共交通機関のほうがいいのでしょうかけれども、費用を比べた場合でも車のほうがよいということがあります。ということで、なかなか車以外での通勤ができないというのが実態です。今回とった手法は、モビリティマネジメント手法といいまして、参加していただける方との会話、対話を大切にいたしまして、その中でアンケートというものが重要なものになります。アンケートを事前と事後にすることと結果のお知らせが重要になります。モビリティマネジメントは、人が、自発的に移動するように意識を改革させるということで、そういったことを少しでも進めていきたいと思っております。今回、参加していただいた方のアンケートの中にも、今回、参加してよいきっかけとなった、自転車を購入して通勤するという方もあり、きっかけになったのではと思います。シャトルバスは、8社の方には、周知いたしました。水島地区全社というわけにはいきませんが、数社にはシャトルバスが走りますというご案内をさせていただいております。今後は、実際に取り組みをしてもらう人を増やすのにどうするか、本年度シミュレーションした課題をもって、来年度、検討していきたい。時期的なことについてご質問いただきましたが、環境省の補助事業として準備段階に時間がかかったことで、協議会等も運営しながらということで、こういう時期になってしまいました。そういうことは、今後、課題かなと思っております。

(会長) シャトルバスの経費は、どこから出たのですか。

(事務局) 環境省が、直接コンサルタントに委託をしております。環境省の事業としては、今年度、来年度、支援をしていただけるという予定です。そのあとは、市で引き続き、何らかの形で進めていきたいなと思っております。

(委員) エコ通勤についてですが、水島コンビナートの企業は、敷地が広いと

いうことで、企業の入り口までは、バスとかで運んでくれるのかも、企業の中を移動するのに車でないと行けないから、バスを使うことができないと言う話も伺いまして、そののところがそれぞれの企業の中で都合というか、従業員の事情というのものもあるかと思うのですが、そこをアンケートで把握されているのでしょうか。そういった場合、どう対応されるのでしょうか、ということ。全体としてどれだけの費用をかけて、どれだけの経済効果があったというふうに判断されているのでしょうか。ただ、費用をかけて実施したけれど、エコ通勤は難しいということで止めてしまうのではなく、環境面をしっかりと配慮して検討していただきたいと思えます。

それから、地球温暖化防止活動実行計画、環境基本計画の策定ということですが、これから見直しをするに当たって、どれだけの費用をかけてどれだけの効果があったのか費用対効果を検証したうえで、どの事業が有効かということも判断していただきたいなと思っております。専門的なことは、コンサルタントに任せることになるが、それに加えて地元の住民とか環境団体とかというところと連携してやっていただきたいと考えております。

(事務局) 地球温暖化防止活動実行計画の策定にあたりましては、来年度から策定しております。これにつきましては、これまで、市役所だけからの排出を対象にしておりましたが、これを市内全域にということで、計画の策定範囲が変わるということでございます。実際に実行計画の策定にあたりましては、市民の方のご協力、事業者の方のご協力などいろいろな広い意味での協力で合同でやっていかないとできないということでございます。これにつきましては、何ができるのかということを含めて、市民の方の意見を聞きながら策定していきたいと考えております。そのために、策定委員会とか協議会というのを立ち上げて策定しようと考えております。専門的な部分は、コンサルタントに依頼するというのもでてくるかとも思います。審議会との関係ですが、随時、審議会へ経過を報告させていただきながらど考えております。環境基本計画につきましては、第一次が、平成 12 年から平成 22 年までの計画で審議会に諮問させていただいて策定しております。平成 18 年度に合併、地球温暖化の問題、環境教育など重要な点が増えてきたことにより、第一次の計画を平成 18 年度に改定させていただいております。当時の審議会の委員の方々には、大変お世話になりご意見をいただき、審議会を何度も開いていただいたという経緯があります。その際には、大変ありがとうございました。次の改定にあたりましては、平成 22 年度までには、諮問しまして答申をいただくということで進めてまいりたいと考えております。

(委員) 倉敷市民にとって大きな関心事であります12月末日をもって倉敷チボリ公園が閉園しました。今後は、不透明で公園になるかどうかわからないと思いますが、公園になるとこの審議会に関わってくるのかなと考えております。もし、方向性があり、聞くことができるのであればお聞かせください。

(事務局) 私どものほうでチボリ公園について、お知らせできることは全くございません。来週から2月の定例市議会が始まりますので、その中で議論がなされるのではないかと考えております。今までのテーマパークのような公園ものでなく今までの経緯でいうと市長の公表の段階では、もっと地域に密着した公園化を考えておりますので、だんだんその姿がわかってくるのかなと考えております。

(委員) 組織改革で下水道と一緒にするようだが、環境基本計画の策定などにあたって、そういったところとのかねあいとか変わったりするのでしょうか。予算がそちらに引っ張られるというようなことはないでしょうか。

(事務局) それはないと考えております。あくまで組織の編成ですので、下水道部が持つてる予算は、そのまま下水道部、今現在の環境部が、2部体制ということになって、それぞれ割り合いが2課と3課に分かれますが、これらの課がする事業は、引き継いで、部に移るということなので、この予算も議会のほうで公表されて皆さまに見ていただくようになると思います。予算的には、流れるというのはありません。特に環境につきましては、市長も力を入れてやるということで、予算的にも若干、増額になった部分もありますので、ご理解いただきたいと思います。

(会長) それでは、ほかにご意見等ございませんようでしたらこれで審議会を終了したいと思います。

4 閉会 あいさつ (市民環境局環境部 物部部長)